

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年8月28日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年9月12日から同年10月2日まで縦覧に供する。

令和7年9月5日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）中間地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）三名地区	〃
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）覚造池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）北堀江地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）宮ノ原地区	〃